

日歯発第1862号
平成23年3月12日
(保険医療課扱い)

都道府県歯科医師会会長 様

社団法人 日本歯科医師会
会長 大久保 満男

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者の
歯科診療の受診時における協力依頼について

平素 本会運営に格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生いたしました「平成23年東北地方太平洋沖地震」によって非常に多くの国民の方々が被災を受けられました。本会の災害対策本部の設置については先般お知らせしたところですが、今後、被災者の方々は歯科診療を受診される際には被保険者証等の紛失に伴い、提示することが不可能な場合があります。その場合はご本人の確認により、保険診療の扱いとされるようご配慮をお願いいたしたく、貴会会員各位にご周知方をお願い申し上げます。

なお、本件に関わる厚生労働省保険局医療課から関係所管部署に発出された文書（別添）を入手いたしましたので、添付いたします。

別添

平成23年3月11日付け事務連絡

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る

被保険者証等の提示について（厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
平成23年 3月11日

社団法人 日本歯科医師会 御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る
被保険者証等の提示について

標記について、別添のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡をしたので、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 11 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
都道府県民生主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る
被保険者証等の提示について

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、事務連絡が発出される予定であることを申し添える。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL:03-5253-1111（内線 3172）

FAX:03-3508-2746